

# 障がい福祉についての意識調査

## ～アンケート調査へのご協力をお願い～

日頃より芽室町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。芽室町では現在、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、障がい者手帳をお持ちの方、福祉サービスを利用されている方、町内会長、民生委員児童委員、各種審議会委員から選ばせていただきました。この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は、芽室町個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月 芽室町

### 《記入要領》

- ・回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- ・記入が終わりましたら、8月16日(水)までに同封の返信用封筒を使ってご返送ください。
- ・このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問合せください。

#### ■お問い合わせ

芽室町健康福祉課障がい福祉係(担当:矢野・赤坂) 電話:62-9723 FAX:62-0121

芽室町子育て支援課発達支援係(担当:有本・山崎) 電話:62-3159 FAX:62-4433

## 基礎的事項について

問1 あなたの性別は、次のうちどれですか。(任意回答)(○は1つだけ)

- |      |      |          |
|------|------|----------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 答えたくない |
|------|------|----------|

問2 あなたの年齢(令和5年10月1日現在)を記入してください。

( ) 歳

問3 あなたはどの機関の委員として活動されていますか。(該当のすべてに○)

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 町内会町、行政区長  | 4 民生委員児童委員 |
| 2 各種審議会委員    | 5 その他( )   |
| 3 各種推進委員・指導員 |            |

問4 あなたの身近に障がいのある方がいますか(○はいくつでも)

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1 自分が住んでいる町内会、行政区にいる | 3 家族や親族にいる |
| 2 職場や活動している団体にいる     | 4 身近にはいない  |

## 障がい者福祉への関心

問5 あなたは、障がい者福祉について関心をお持ちですか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 非常に関心がある  | 4 まったく関心がない |
| 2 ある程度関心がある | 5 どちらともいえない |
| 3 あまり関心がない  | 6 その他( )    |

問6 問5で「1 非常に関心がある」「2 ある程度関心がある」と回答した方にお聞きます。どのような理由から関心をお持ちですか。(○はいくつでも)

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 自分が身体的・精神的に病弱であるから               |
| 2 自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいる(いた)から      |
| 3 福祉活動やボランティア活動をしている(していた)から       |
| 4 保健・医療・福祉・教育に関する職業についている(ついていた)から |
| 5 まちなかやテレビなどで障がい者のことをよく目にするから      |
| 6 その他( )                           |

## 障がいへの理解

問7 あなたは、あなたが住む地域社会には障がいのある方に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。(○は1つ)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1 あると思う    | 3 ほとんどないと思う |
| 2 少しはあると思う | 4 わからない     |

問8 問7で「1 あると思う」「2 少しはあると思う」と回答した方にお聞きます。以前と比べて障がい者に対する差別や偏見は、改善されていると思いますか。(○は1つ)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1 かなり改善されている  | 4 改善されていない  |
| 2 少しずつ改善されている | 5 どちらともいえない |
| 3 あまり改善されていない | 6 わからない     |

問9 平成28年4月1日から、障害者差別解消法\*1が施行され、『不当な差別的取扱い』\*2を禁止するとともに、『合理的配慮』\*3を行うことなどを通じて、障がいのある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、障害者差別解消法について知っていましたか。(○は1つだけ)

- \*1 … 正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
- \*2 … 『不当な差別的取扱い』とは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。
- \*3 … 『合理的配慮』とは、障がいのある人から、社会の中にある「暮らしにくさ」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲でその解決に向けた工夫や配慮を行うことです。

1 名前も内容も知らない	3 名前も内容も知っている
2 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	

問10 あなたは、普段の生活の中であなたが住む地域社会には障がいのある方への対応や理解が足りないと感じますか(○は1つ)

1 全然足りないと感じる	3 足りていると思う
2 少し足りないと感じる	4 わからない

問11 問10で「1 全然足りないと感じる」「2 少し足りないと感じる」と回答した方にお聞きします。それはどんな場合ですか。(○はいくつでも)

1 教育の機会	6 店員の対応や態度
2 仕事や収入	7 行政職員などの対応や態度
3 近所づき合い	8 病院での診察
4 まちのなかでの人の視線	9 交通機関や建築物の構造
5 地域の行事や集まり	10 その他 ( )

問12 あなたは、障がいのある方への町民の理解を深めるためには、何が重要だと思いますか。(○は3つまで)

1 障がいや障がい者問題に関する啓発の充実	7 障がいに関する講演会や学習会の開催
2 障がいへの理解を目的とする市民団体への支援	8 障がい者の積極的な社会への進出
3 障がい者へのボランティア活動の推進	9 障がい者の地域のまちづくりへの参加
4 交流を通じての理解と参加の促進	10 その他 ( )
5 学校における福祉教育の充実	11 わからない
6 福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流	12 理解を深める必要はない

## 障がい者への支援・ボランティアなど

問13 あなたは、今まで障がいのある方へ、どのような支援を行ったことがありますか。(○はいくつでも)

1 寄付や募金をした	5 行事への参加の機会を設けた
2 車いすを押すなど、移動を手伝った	6 その他 ( )
3 入浴や買い物を手伝った	7 支援をしたことがない
4 相談相手、話し相手になった	

問14 問13で「7 支援をしたことがない」と回答した方にお聞きします。特に支援をしたことがない理由はなんですか。(〇はいくつでも)

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1 支援を必要とする人が身近にいないから | 5 専門の人や関係者に任せた方がいいから |
| 2 支援をするのが気恥ずかしいから    | 6 時間がないから            |
| 3 おせっかいと思われる気がするから   | 7 関心がないから            |
| 4 どのようにしてよいかわからないから  | 8 その他 ( )            |

問15 あなたは、障がいのある方を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。(〇は1つ)

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 ある       | 3 ない      |
| 2 ないが関心はある | 4 その他 ( ) |

問16 問15で「2 ないが関心はある」または「3 ない」と回答した方にお聞きします。活動に参加するためには何が必要ですか。(〇は3つまで)

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 ボランティア活動の情報   | 5 交通費等、金銭的負担の軽減  |
| 2 活動内容のわかりやすい説明 | 6 気軽に参加できる雰囲気    |
| 3 参加方法のわかりやすい説明 | 7 その他 ( )        |
| 4 関心を引く活動内容     | 8 ボランティア活動に関心はない |

問17 あなたは、障がいのある方に対してどんな支援や活動をしてみたいですか(〇は3つまで)

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 食事の世話         | 6 代筆・代読       |
| 2 洗濯・つくろい       | 7 買い物         |
| 3 部屋の掃除、庭の手入れ   | 8 手話通訳または要約筆記 |
| 4 話相手、相談相手      | 9 その他         |
| 5 病院などへの送迎・外出介助 | ( )           |

## 障がい者の就労・教育

問18 あなたは、障がいのある方が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- |  |
|--|
| 1 就業に対する相談支援体制が充実していること                      |
| 2 障がいのある方向けの求人情報の提供が充実していること                 |
| 3 職場内で、障がいに対する理解があること                        |
| 4 障がいの状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること         |
| 5 通勤や移動に対して、配慮や支援があること                       |
| 6 トライアル雇用事業※などにより、就業希望者と事業主のニーズが調整されること      |
| 7 ジョブコーチ派遣事業※などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること |
| 8 法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること                 |
| 9 その他 ( )                                    |
| 10 わからない                                     |

### ※トライアル雇用(試行雇用)事業

企業が短期間(3か月程度)のトライアル雇用(試行雇用)を受け入れることで、職場に適應できるかについて、障がい者と企業とがお互いに確認してから本雇用に進むかどうかを決める事が出来る制度です。企業の雇用のきっかけをつくり、一般雇用へ移行を促すものです。

### ※ジョブコーチ(職場適應援助者)派遣事業

障がいのある方が、職場に適應できるよう、ジョブコーチ(職場適應援助者)が職場に出向いて一定期間(3か月程度)直接支援を行います。新たに就職する際の支援だけでなく、雇用後の職場適應支援も行います。また、障がいのある方への支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、障がいのある方の職場に適應に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案します。

**問19 障がいのある子どもの就学環境は、次のうちどれが望ましいと思いますか。(〇は1つ)**

- |   |
|---|
| 1 普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境 |
| 2 普通学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境  |
| 3 特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境            |
| 4 その他 ( )                                   |
| 5 わからない                                     |

**芽室町の障がい者福祉について**

**問20 あなたは、芽室町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(〇は1つ)**

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1 暮らしやすいと思う        | 4 どちらかという暮らしにくいと思う |
| 2 どちらかという暮らしやすいと思う | 5 その他 ( )          |
| 3 どちらともいえない        |                    |

**問21 あなたは、障害のある方に対する支援として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(〇は5つまで)**

- |   |
|---|
| 1 早期発見や初期段階での支援の充実                      |
| 2 健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実              |
| 3 何でも相談できる窓口など相談支援体制の充実                 |
| 4 各種サービスや制度、医療機関などの情報提供                 |
| 5 自分の生活、財産、権利を守ってくれる制度の充実               |
| 6 ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実                |
| 7 家族にかわって短期間世話をしてくれるショートステイ・日中一時支援事業の充実 |
| 8 日中活動のための通所施設の充実                       |
| 9 グループホームなど地域で暮らせる場所の充実                 |
| 10 就学・学校教育に関する支援の充実                     |
| 11 就労支援、職業訓練の充実                         |
| 12 移動の支援の充実                             |
| 13 町民への障がいに関する理解の促進                     |
| 14 ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実             |
| 15 災害時に備え、要援護者の把握、安否確認や避難支援体制の充実        |
| 16 年金や医療面の経済的な援助の充実                     |
| 17 スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する支援の充実       |
| 18 公共施設や道路などのバリアフリー化                    |
| 19 保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関の連携強化           |
| 20 その他 ( )                              |

